

# 学校体育施設開放利用者心得(R8.1 改訂)

※学校体育施設開放利用者は以下の心得を厳守して下さい。なお、心得に違反した場合は「三郷市立小中学校体育施設の開放に関する規則」の第12条により利用の取り消しや停止をする場合があります。

- (1) 利用時間の超過・前倒しをせず、準備及び片付け（清掃）を含め施設を利用すること。
- (2) 許可した日時以外の使用、駐車場や校舎周辺など許可を受けていない場所での活動・利用は絶対にしないこと。
- (3) 指定した場所以外には、自動車、バイク、自転車を乗入れ、又は駐車しないこと。  
先生方や他団体の出入りに支障のないところに駐車すること。  
駐車場で起こった事故はスポーツ振興課・学校は一切の責任を負いかねます。
- (4) 利用後は、グラウンド整備や清掃（モップ拭きなど）を実施し設備用具の整理整頓に務め、利用日誌を記入のうえ、照明と空調設備の電源を切り、戸締り・機械警備の設定を行い、速やかに退出すること。（鍵の取り扱いには十分注意すること。利用団体がSECOM解除操作を行わず、警備員が現場に駆け付けた事故がありました。）
- (5) 学校敷地内・付近での喫煙・飲酒・水分補給以外の飲食は行わず、ゴミは利用団体が責任をもつてすべて持ち帰ること。学校周辺においても近隣住民に配慮すること。
- (6) 近隣の迷惑となる騒音・大声等は慎むこと。
- (7) 利用中、鍵は原則としてキーボックスに保管し、返却時は複数人で確認するなどして、持ち帰りが発生しないよう厳重に管理すること。
- (8) 学校が使用を許可していない備品は使用せず、使用を希望する場合は必ず事前に許可を得ること。
- (9) 登録種目に必要な施設以外（放送室・ステージ等）は絶対に立ち入らないこと。
- (10) 登録種目に必要な備品以外を持ち込んだり、使用しないこと。
- (11) 運動場では、床面の汚れに注意し、次の行為を禁止する。
  - ①屋内運動場への土足での出入り
  - ②水気のある物の使用
  - ③飲食物の持ち込み（水分補給の飲料を除く）
  - ④火気の使用
- (12) 施設設備・備品を壊したり又は失くしたりした場合やその他緊急性を要する事案が発生した場合は、必ず学校とスポーツ振興課に報告し（別紙 事故報告書）その指示を受けること。基本的に修繕等の費用は利用団体が負担することとする。
- (13) 利用団体は、使用権を譲渡・転貸しないこと。
- (14) 施設使用料は定められた期限内に必ず納付すること。
- (15) 利用団体は、スポーツ安全保険（または同様の保障内容を含む保険）に必ず加入すること。
- (16) その他、条例・規則を遵守し施設を利用すること。

※学校教育又は施設の管理上支障が生じたとき、その他緊急災害等のやむを得ない必要が生じたときは、利用中断を要請することができますので、その指示に従ってください。